

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【報告義務発生日】	令和 2 年10月19日
【提出日】	令和 2 年10月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の 1 %以上の減少

**第1【発行者に関する事項】**

発行者の名称	モーニングスター株式会社
証券コード	4765
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****(1)【提出者の概要】****【提出者（大量保有者）】**

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**【法人の場合】**

設立年月日	平成26年4月18日
代表者氏名	北尾 吉孝
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産運用サービス事業の統括・運営

**【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先及び担当者名	SBIホールディングス株式会社 財務部 鈴木 崇弘
電話番号	03-6229-2175

**(2)【保有目的】**

安定株主として長期保有するため。

**(3)【重要提案行為等】**

該当事項なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	37,816,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 37,816,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		37,816,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年10月19日現在)	V	89,673,600
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		42.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		47.00

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年10月19日	普通株式	1,650,000株	1.84%	市場外	処分	437.90円

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

## 株式の売出し買取引受契約について

当社は、発行者、Morningstar, Inc.、大和証券株式会社及び株式会社SBI証券（以下、「幹事会社」と言います。）との間で、令和2年10月7日付で、株式売出し買取引受契約（売出株式数：1,650,000株、受渡期日：令和2年10月19日）を締結し、同年10月19日に決済いたしました。

## 株式の貸借契約について

発行者の普通株式（以下、「本件株式」と言います。）のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社と大和証券株式会社（以下、「大和証券」と言います。）は、当社の保有する本件株式552,000株について大和証券に対して貸付する旨の契約を締結しております。貸出期間は、令和2年10月19日から令和2年11月10日又はそれ以前の日に返還を受けた場合はかかる返還の日までとしております。また、当社は、大和証券に対して、本件株式552,000株を上限とし、令和2年10月19日から令和2年11月6日までを行使期間として、その所有する本件株式を追加的に取得する権利を付与しております。

## ロックアップの誓約について

当社は、令和2年10月7日付で締結された発行者株式買取引受契約に基づき行われる一般募集及び発行者株式売出し買取引受契約に基づき行われる本件株式の売出し（以下、「本売出し」と言います。）に関し、幹事会社に対し、以下の通り約束しております。

当社は、令和2年10月7日（当日を含みます。）から令和3年4月16日（当日を含みます。）までの期間中、幹事会社の事前の書面による同意なしには、以下の行為を自ら行わず、また当社が経営を支配する法人又は当社の指示により行為する個人をして行わせないこととします。

（イ）本件株式若しくは発行者のその他の種類の株式、本件株式若しくは発行者のその他の種類の株式に転換若しくは交換されうる証券又は本件株式若しくは発行者のその他の種類の株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券に関する、発行、募集、担保提供、貸付け、売付け、売却契約の締結、売付けの意図の表示、購入オプション若しくは購入契約の売付け、売却オプション若しくは売却契約の買付け、購入オプション、購入権若しくは引受権の付与、空売り、その他の移転又は処分

（ロ）本件株式若しくは発行者のその他の種類の株式、本件株式若しくは発行者のその他の種類の株式に転換若しくは交換されうる証券又は本件株式若しくは発行者のその他の種類の株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の所有権（又は所有の経済的価値）の全部又は一部を直接又は間接に移転するようなデリバティブ取引その他の取引（かかるデリバティブ取引その他の取引の決済が本件株式若しくはその他の証券の交付、金銭又はその他の方法でなされるかを問わない。）

ただし、（1）幹事会社の買取引受による売出し、（2）会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の発行者に対する買取請求、（3）会社法第156条、第160条若しくは第165条に基づく発行者による自己の株式の取得に応じた本件株式の売却又は譲渡、（4）金融商品取引所及び金融商品取引法第156条の24の免許を受けた証券金融会社が本件株式を貸借銘柄に選定するにあたり当該証券金融会社との間で既に締結された、又は今後締結される株式貸借契約に基づく、当該証券金融会社に対して行う本件株式の貸付け、（5）本売出しと同日付で締結される発行者株式買取引受契約に基づき行われる一般募集及び幹事会社の買取引受による売出しに伴い大和証券との間で締結する株式貸借契約に基づく本件株式の取引については禁止される行為には当たらないものとします。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	

その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成27年12月4日現物出資により普通株式40,466,100株を取得 2,650,000株を処分し、残高は37,816,100株
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地